

奈良県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年二月二十六日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
糸数歯科	生駒市谷田町三七一―三 ファ ミール生駒二階	令和五年十二月十 四日
藤本歯科医院	天理市田部町二三	令和五年十二月二 十日
なかにし形成外科クリニック	生駒市元町一丁目三―二二 ア クタスビル四階	令和五年十二月三 十一日
KENレディースクリニック	生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇― 一四 野ロビル一階	令和五年十二月三 十一日
今西歯科クリニック	橿原市北八木町一丁目六一― 一	令和五年十二月三 十一日
たまい整形外科	橿原市小綱町五―四四	令和五年十二月三 十一日

（次頁に続く。）

十津川村国民健康保険小原診療所	あや眼科クリニック	澤井外科内科診療所
吉野郡十津川村大字小原二二五番地の一	葛城市尺土九一〇 あすかビル二階	香芝市五位堂一三〇七一
令和五年十二月三十一日	令和五年十二月三十一日	令和六年一月三十一日